包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月21日現在

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	81 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	学校給食費徴収金 ②給食費の徴収方法 学校給食費の未納額を確認したところ、単独校の方が1校当たりの未納額が少ない。市の担当者によると、単独校の学校給食費収入及び食材費支出は市の収支対象外で独立採算のため、収入不足が食材購入資金の不足につながることが理由にあると思われるとのことである。センター校の収納率を向上させるために、単独校の給食費に係る徴収方法や保護者への周知方法など、参考になる事例を積極的に取り入れることが望ましい。また、児童手当受給者で給食費を滞納している保護者について、他の自治体で既に実施されているような、保護者からの申出により児童手当から給食費を控除する制度を導入することが望ましい。(要約)		
講じた措置の内容	【当該事項が発生した原因】 【措置した内容と時期】 経済的に支払いが困難な保護者への対応については、未納解消処理に関する事務取扱要領に基づき、センター受配校においても納付を促すため学校を通じて保護者と連絡を取り、個々の状況に応じた納付相談を実施し、継続した収納率の向上に努めているところです。なお、未納解消処理に関する事務取扱要領を令和5年11月30日に改正し、令和6年2月支給分の児童手当から保護者の申出により、児童手当支給時に給食費を納付できる制度の導入を図り、案内通知を滞納している保護者へ送付いたしました。 今後も学校と連携し、更なる制度の周知を図り、未納解消に努めて参ります。		